

II 東京都教育委員会の組織

1 教育委員会制度

地方公共団体が行う教育行政においては、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保し、多様な民意を反映する仕組みとして教育委員会制度が採られており、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関である、教育委員会が設置されている。

平成 27 年 4 月 1 日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、教育委員による教育長へのチェック機能の強化などの改革が行われた。

2 東京都教育委員会の構成

東京都教育委員会は、教育長と 5 人の委員により組織されており、いずれも東京都知事が東京都議会の同意を得て任命するものである。教育長の任期は 3 年、委員の任期は 4 年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し（「教育委員会の会議を主宰する」、「教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる」、「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」）、教育委員会を代表する。

また、教育委員は、教育長に対するチェック機能を果たすため、会議の招集や教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告を求めることができる。

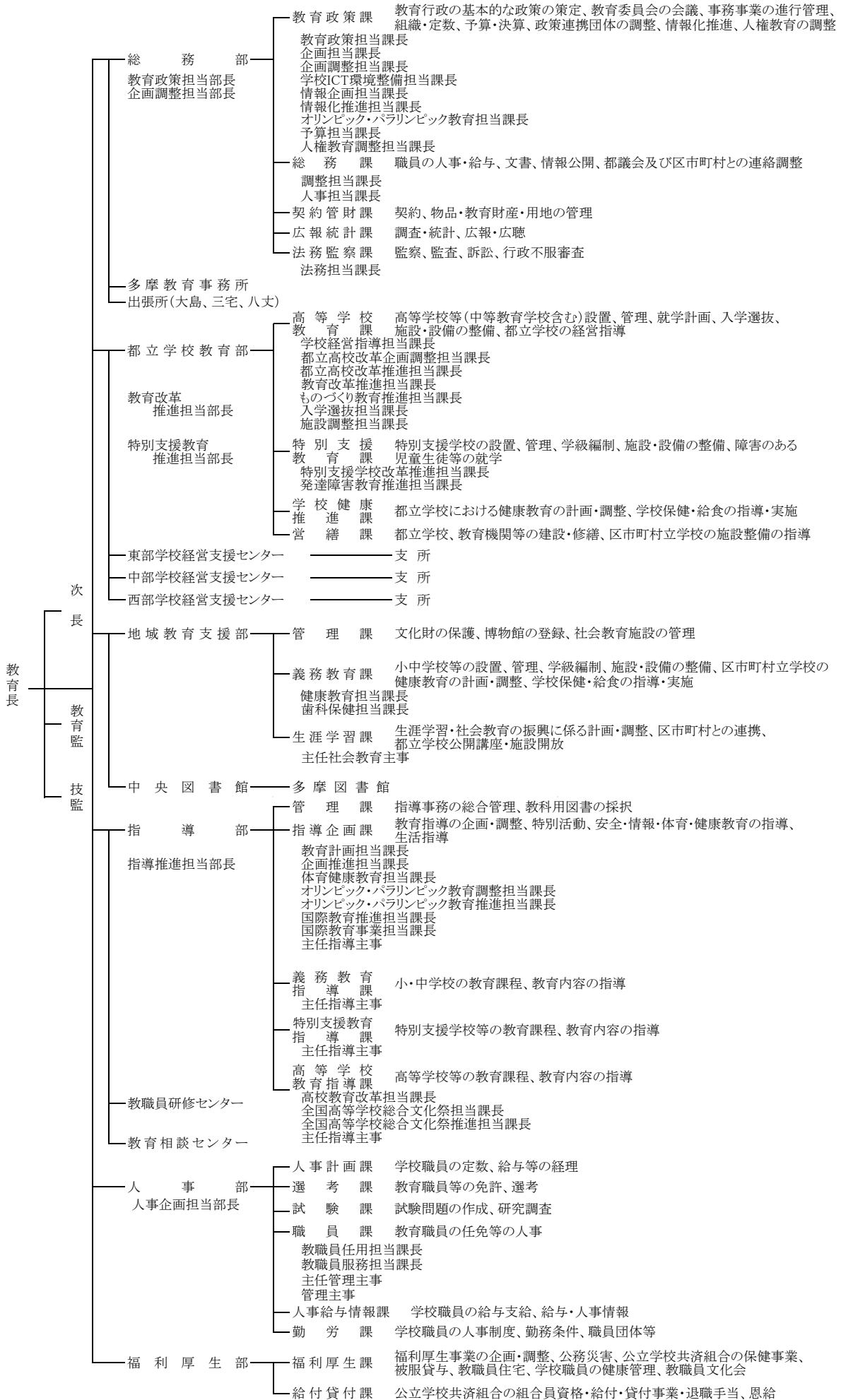
なお、東京都教育委員会の事務を処理するための事務局を東京都教育庁という。

（令和 3 年 6 月 15 日現在）

職名	氏名	任期
教育長	藤田 裕司 <small>ふじた ゆうじ</small>	自 令和元年 7 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日
委員 (教育長職務代理者)	遠藤 勝裕 <small>えんどう かつひろ</small>	自 平成 26 年 3 月 13 日 至 令和 4 年 3 月 12 日
委員	山口 香 <small>やまぐち かおり</small>	自 平成 25 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 20 日
委員	秋山 千枝子 <small>あきやま ちえこ</small>	自 平成 28 年 10 月 20 日 至 令和 6 年 10 月 19 日
委員	北村 友人 <small>きたむら ゆうと</small>	自 平成 29 年 10 月 6 日 至 令和 7 年 2 月 27 日
委員	新井 紀子 <small>あらい のりこ</small>	自 令和 3 年 6 月 15 日 至 令和 5 年 9 月 30 日

教育庁組織と事務分掌（令和3年4月1日現在）

主な分掌事務



附属機関

令和3年4月1日現在

名 称	根拠法令	所掌事務	委員数(人)	任期(年)	主管課
東京都産業教育審議会	産業教育振興法第11条、東京都産業教育審議会に関する条例	産業教育の振興を図るため、東京都教育委員会又は知事の諮問に応じて産業教育に関し、調査審議し建議する。	15	2	都立学校教育部 高等学校教育課
東京都文化財保護審議会	文化財保護法第190条、東京都文化財保護条例	東京都教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存、活用に関する重要事項を調査審議し、建議する。	20 (以内)	2	地域教育支援部 管理課
東京都学校保健審議会	東京都学校保健審議会条例	公立学校の保健管理の万全を期するため、学校の保健衛生に関して審議し、答申する。	20 (以内)	2	地域教育支援部 義務教育課
東京都生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条、社会教育法第13条、東京都生涯学習審議会条例	東京都教育委員会又は東京都知事の諮問に応じ、都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について調査審議する。また、都が行う社会教育関係団体への補助金交付について、調査審議する。	25 (以内)	2	地域教育支援部 生涯学習課
東京都教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条	教科書採択に関する東京都教育委員会の諮問に応じて調査審議し、建議する。	20	毎年度 4月1日 ～ 8月31日	指導部 管理課
東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会	いじめ防止対策推進法第14条・28条、東京都いじめ防止対策推進条例	東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの未然防止、早期発見及び対処のための対策の推進について調査審議し、答申する。また、都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、同法に規定する組織として調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告する。	10 (以内)	2	指導部 指導企画課
東京都立図書館協議会	図書館法第14条、東京都立図書館条例	図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館奉仕について、館長に意見を述べる。	20 (以内)	2	都立中央図書館